

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 17 日 (火) 第 694 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則	
○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 則 (※)	(総務福利課取扱い) 1
教 育 委 員 会 訓 令	
○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 (※)	(総務福利課取扱い) 1
教 育 委 員 会 告 示	
○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)	(総務福利課取扱い) 1
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 (※)	(総務福利課取扱い) 2
教 育 委 員 会 教 育 長 告 示	
○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)	(総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 則

こ の 規 則 の 施 行 の 際 現 に 公 布 さ れ て い る 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

教 育 委 員 会 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 1 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 8 年 2 月 17 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程

こ の 訓 令 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

教 育 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 3 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 を 次 の よ う に 定 め た。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県教育委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県教育委員会教育長訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 2 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会教育長告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県教育委員会教育長告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。